

【件名】

弥生町三丁目周辺地区防災まちづくりの進捗状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 主な経緯等

弥生町三丁目周辺地区は、平成25年度に東京都により不燃化特区の指定を受け、不燃領域率70%達成を目標に防災まちづくりを進めている。

これまでに、区では東京都より都営川島町アパート跡地を取得した上で避難道路5号、6号及び防災機能を備えた川島公園を整備し、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）により権利者用の代替地や従前居住者用賃貸住宅の整備を進めた。令和4年度には当地区の一部である都営川島町アパート跡地のみ適用していた地区計画区域を地区全体に拡大した。これらの取組により、当地区の不燃領域率は目標となる70%をほぼ達成した。更に、接道不良敷地の解消に向け、弥生町二丁目19番地区防災街区整備事業（以下「防災街区整備事業」という。）を令和5年度に都市計画決定し、現在事業を進めている。

今般、現時点での当地区の防災まちづくりの進捗状況について報告を行う。

2 不燃化特区について

当地区は今年度中に不燃領域率70%を達成する見込みであるため、東京都から指定を受けている不燃化特区は今年度で終了する。

3 防災街区整備事業について

当地区の防災街区整備事業は、令和6年度に東京都より組合の設立認可を受け、参加組合員を中心に権利変換計画認可に向けて準備を進めてきた。今般、関係権利者全員の合意が得られ、令和8年2月3日付けで東京都により権利変換計画認可を受けた。今後は、建設工事の着工に向け手続を進める。

4 その他

UR都市機構が権利者用の代替地として整備した都営川島町アパート跡地に関し、UR都市機構と防災目的以外の公共的活用の可能性（子育て、賑わい等）について調整を行っている。

5 今後の予定

令和8年度	防災街区整備事業に係る建物解体工事及び建設工事着工
令和10年度	防災街区整備事業に係る建設工事完了
令和11年度	防災街区整備事業完了

■地区計画 計画概要図

